

第5章 整備の基本方針・整備項目

1. 整備の基本方針・整備項目について

重点整備地区における移動等円滑化を図るための整備の基本方針と整備項目を示します。なお、整備の基本方針と整備項目は、「枚方市交通バリアフリー基本構想」の内容を基本としつつ、バリアフリー新法に対応した内容も定めます。

【本章の考え方】

(1) 整備の基本方針

バリアフリー新法及びこれに基づく移動等円滑化基準やガイドライン等を基本とした施設の改良・整備の基本方針を施設ごとに示しています。

基本構想における整備方針は、移動等円滑化基準やガイドラインにある全ての内容を記載したものでなく、現地調査やアンケート調査などにより得られた課題等から必要なものについて記しています。

(2) 整備項目

生活関連施設及び生活関連経路に選定された施設ごと（鉄道駅、建築物、公園、道路など）に整備の基本方針に基づいた整備内容を示します。

移動等円滑化基準やガイドラインに定められていないものであっても、現地調査やアンケート調査などから出された意見を尊重し、事業者と調整が図れたものは整備項目とします。既存の施設については、全ての面において移動等円滑化基準を満たすことは困難であるため、整備方針に基づき、事業者と調整が図れたものについて整備項目とします。

バリアフリー化には、ハード面における取り組みだけでなくソフト面等による取り組みも重要であることから、特定事業に関する整備項目だけでなく、特定事業に含まれない整備内容についても一体的に示します。

(3) 整備時期

バリアフリー新法の整備目標年次である平成 22 年までに整備を実施する項目と、平成 22 年以降に実施する項目に分けて示します。

短期：～平成 22 年度末	中期：～平成 27 年度末	長期：平成 28 年度以降
---------------	---------------	---------------

(4) 整備項目の移動等円滑化基準との対応

整備の基本方針、整備項目の記述は、バリアフリー新法及びこれに基づく移動等円滑化基準との対応がわかるよう分類して表示しています。

移動等円滑化基準に対応した項目
ガイドラインの整備内容等の移動等円滑化基準以上の項目
基準やガイドラインに記述されていないが取り組みが望まれる整備項目

2. 整備の基本方針

(1) 鉄道駅

鉄道駅では、次の考え方により整備を進めます。

移動施設（エレベーター、エスカレーター、階段、スロープ、通路等）

ア. 移動等円滑化された経路の確保

駅出入口から車両乗降口及び多目的トイレ等のバリアフリー化された設備までの経路を、誰もが容易かつ安全に移動できるよう「移動等円滑化された経路」として1以上を確保する。

利用者の利便性、駅の立地特性から見て整備が必要と考えられる駅については、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)以外の他の経路(副動線)についても移動等円滑化を図る。

早期に移動等円滑化された経路が確保できない場合は、代替措置の検討を行う。

イ. 移動施設の整備・改善

【エレベーター、エスカレーター等の設置・改善】

駅の出入口からホームに至る主動線上では、エレベーター又はスロープの設置により移動等円滑化することを基本とする。

既存のエレベーターについては、操作盤等、仕様の細部について全ての利用者に使いやすいものとなるよう改良について検討を行う。

エスカレーターにより移動等円滑化経路を確保する場合には、上り・下り両方向への設置を検討する。

エレベーターの早期確保が困難な場合は、当面の代替措置として下記のいずれかを行う。

- a. 福祉型(車いす対応型)エスカレーターの設置
- b. その他、車いす使用者の上下移動が可能となる対策

【利用しやすい階段、通路への改善】

階段への2段手すりの設置

通路への手すりの設置

認識しやすい階段床面への改良

スロープ勾配の改善(1/12以下)

スロープへの手すりの設置

認識しやすいスロープ床面への改良

ア．誘導・警告ブロックの敷設・改善

公共用通路との境界である駅の出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に連続して誘導用ブロックを敷設する。

またトイレ、エレベーター等の主要施設への誘導用ブロックを敷設する。

誘導用ブロックは、新設又は、改良時にはJIS製品を使用する。

誘導用ブロックの色彩は黄色を標準とし、かつ床面との明度差を大きくするなど、色彩の組合せに配慮する。

ホーム上には転落防止のための点状ブロックを連続して設置し、内方線をホーム内側に設置する。

イ．点字表示・触知図板

視覚障害者の円滑な移動に配慮し、駅の主要な設備への点字表示や、駅構内の施設配置を表示した分かりやすい触知図板を設置する。

ウ．案内サイン

公共用通路との境界である駅の出入口から改札口を経て車両へ至る経路上の適所に、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者や外国人等に配慮した音声・文字・ピクトグラムによる分かりやすい案内サインを設置する。

視覚障害者が円滑に移動できるよう、誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音声案内の提供を検討する。

特にトイレ前においては、男女の別が区別できる音声案内を提供する。

エ．緊急時における運行状況等の情報提供及び案内誘導

事故発生時等緊急時には運行状況等について文字や音声による情報伝達を行う。

駅員等による安全な誘導等を行えるシステムを検討する。

オ．人的対応による案内機能の向上

窓口等では、聴覚障害者が文字によるコミュニケーションを図るための設備を備え、その旨を窓口等に表示する。

駅員の対応についての取り組みを継続的に実施する。

<利便施設（トイレ）>

ア．多目的トイレの設置

多目的トイレを男女別に1以上、構造上余裕のない場合は、男女共用のものを1以上設置する。

トイレを含めた大規模な改良時やトイレの設備更新時においても、多目的トイレ化に努める。

イ．トイレの構造・必要な設備等の調査・研究

多目的トイレは、オストメイト対応のものとする。

多目的トイレの構造、必要な設備とその配置について、誰もが使いやすい仕様に向けた調査・研究を行う。

多目的トイレに設ける水洗器具等は、新設又は改良時に手洗いの蛇口についてはセンサー式、レバー式などとし、便器洗浄ボタンや紙巻器、呼出しボタンの形状、色、配置はJIS規格に合わせたものとする。

ウ．トイレにおける案内・情報伝達の充実

視覚障害者、聴覚障害者等への情報伝達など、安心してトイレを使用できる案内や情報伝達手段の確保に向けた調査・研究を行う。

オストメイト対応トイレなど、特定の利用に係る設備の使い方等に関する情報提供を行う。

<利便施設（待合室）>

ア．待合室の改良・機能充実

高齢者、障害者の利用に配慮した待合室の設備改良や、誘導・案内、情報伝達機能の充実を進める。

イ．待合室の設置

現在待合室のない駅には、高齢者や障害者の利用に配慮した待合室の設置検討、あるいはベンチ等の設置を進める。

<個別施設（券売機）>

ア．車いす対応型券売機の導入検討

券売機の新設又は、改良時には、車いす対応型の券売機の導入を検討する。

イ．券売機周辺の案内・情報伝達の充実

券売機における分かりやすい音声案内、点字表示、英字等外国人向けの表示等の充実を図る。

発券や乗車に際しての障害者や外国人等への情報伝達や案内に関して、設備による対応に加えて駅員等による人的な対応の充実を図る。

<個別施設（改札口）>

ア．幅広の自動改札機の導入検討

改札口の新設又は改良時には、障害者等が利用しやすい有効幅 90cm 以上の自動改札機の導入を検討する。

<個別施設（プラットホーム）>

ア．転落防止措置

ホームでの視覚障害者等の転落を防ぐためホームドアや可動式ホーム柵、またはホーム端を知らせる認識しやすい点状ブロック、ホーム端での転落防止柵の設置等の対策を行う。

ホームドアや可動式ホーム柵の設置が当面困難な場合は、今後の技術動向等も踏まえながら設置可能性についての検討を行う。

イ．転落時の安全確保措置

転落を知らせる装置の設置や設置箇所の案内、また退避場所設置等の措置を行う。

ウ．案内表示の充実

音声・文字・ピクトグラム等による列車の接近や列車種別、列車の遅延や緊急情報の提供を行う。

乗降口の点字ブロックによる表示を検討する。

エ．車両とホームの隙間・段差の改善

車いす使用者等が円滑に乗降できるよう、改築時・新規増築時等におけるホーム構造の変更や車両構造について検討する。

(2) 建築物

建築物は、それぞれ多様な用途特性を持つため、一律的な整備が効果的な整備につながるものではありません。ここでは、各施設特性や諸条件に応じた整備を行うための基本方針を示すものとし、整備内容については、各施設の諸条件に応じた整備内容を定めます。

ア. 移動等円滑化経路の確保

誰もが容易かつ安全に移動できるよう、「移動等円滑化経路」を整備することを基本とする。

道等から利用居室、利用居室から多目的トイレ、車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路について「移動等円滑化経路」として整備を行う。

階段又は段がある場合は、エレベーター又はスロープ等の設置により移動等円滑化経路の確保を図る。

正面出入口は、自動ドア又は引き戸を基本とし、開き戸とする場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう配慮することとする。

移動等円滑化経路の確保ができない場合は、代替措置について検討を行う。

イ. 視覚障害者移動等円滑化経路の確保

視覚障害者が容易かつ安全に移動できるよう、道等から触知図又は案内所までの「視覚障害者移動等円滑化経路」を確保することを基本とする。

線状又は点状のブロックを適切に組み合わせ、又は音声等の方法により誘導する。

視覚障害者移動等円滑化経路のスロープや段がある部分の上端には点状ブロックを敷設する。

誘導用ブロックは、新規敷設箇所又は、改良時にはJIS製品を使用する。

誘導用ブロックの色彩は、床面との明度差を大きくするなど色彩の組合せに配慮する。

移動等円滑化経路の確保ができない場合は、代替措置について検討を行う。

ウ. 設備等の整備

移動等円滑化経路を構成するエレベーター、スロープのほか、多目的トイレについては、誰もが容易かつ円滑に利用できるよう整備を行う。

エレベーターは、ホール及びかご内に低操作盤を設置する。又、かご内で車いすが転回できない場合は、かご入口正面壁面には鏡を設置し、車いす使用者にも見やすい位置となるよう配慮する。

エレベーターには、音声案内装置を設置するとともに、操作盤には点字を貼付する。

手すりを設置する必要があるスロープでは、十分な幅員があるものについて、手すりを両側に設置する。

スロープの路面は、粗面又は滑りにくい素材で仕上げるものとする。

一般用トイレを設ける施設には、多目的トイレも設置する。また、1施設に1箇所以上、オストメイト対応の設備を設置し、空間的に余裕がある場合は、介護用ベッドやベビーベッド等の設置についても検討する。

多目的トイレに設ける水洗器具等は、新設又は改良時に手洗いの蛇口についてはセンサー式、レバー式などとし、便器洗浄ボタンや紙巻器、呼出しボタンの形状、色、配置はJIS規格に合わせたものとする。

施設内にオストメイト対応の設備が設置されている多目的トイレがある場合には、設置していない多目的トイレにオストメイト対応となっている多目的トイレの位置を明示する。

エ. 情報案内設備等の整備

バリアフリー化された設備を円滑に利用できるよう、必要に応じて施設配置図の設置や適切なサイン整備を行うものとする。

施設正面入口付近から施設全体を見通すことができない場合であって、常時受付による対応が困難な施設については、施設内の設備等の配置を示す案内図を設置する。

エレベーター、多目的トイレ等のバリアフリー化された施設の付近には標識を設置する。また、バリアフリー化された設備が見通せない位置にある場合は、主要な動線上にも誘導案内標識等を設置する。

多目的トイレの出入口付近には、誰もが利用できるトイレであることを表示する標識を設置し、オストメイト対応としたトイレについては、その旨についても表示する。

標識等は標準用図記号(ピクトグラム)を用い、わかりやすい大きさとし、色遣いに配慮する。

オ. その他の整備

その他必要な整備を行う。

一般者用駐車場が設けられている場合は、車いす使用者用駐車施設を一台以上確保する。車いす使用者用駐車施設を設置する場合には、できるだけ出入口に近い位置とし、雨天時に濡れにくいように上屋等が設けられた場所に設置するよう配慮する。

(3) 都市公園

都市公園は、総合公園、運動公園、地区公園や特殊公園など様々な種類がありそれぞれ機能が異なります。そのため、公園ごとに整備されている施設(「特定公園施設」という)も異なり、設置されている特定公園施設についてバリアフリー化を図るとともに、移動等円滑化園路の確保を図ります。ただし、文化財保護等の特別の理由がある場合には、本基本方針に沿った、適切な整備のあり方について検討します。

ア. 移動等円滑化園路の確保

誰もが容易かつ安全に移動できるよう、出入口から主要な公園施設及び特定公園施設を結ぶ「移動等円滑化園路」を整備することを基本とする。

出入口に車止めを設ける場合には、1以上の相互間の間隔が90cm以上とする。

地形の状況等によるやむを得ない場合を除き、車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。段差が生じる場合には、スロープによる解消を行う。

通路やスロープにおける勾配は5%以下を基本とする。(地形上等のやむを得ない場合は8%以下)

路面は平坦で固くしまっていて、滑りにくい表面仕上げとする。

階段やスロープの上端部のほか、転落の危険性のある場所には、誘導用ブロック等を設置する。

地形の状況等によるやむを得ない場合を除き、階段では、手すりを両側に設け、段鼻部について、路面との明度・色相又は彩度の差を大きくする。

イ. 特定公園施設の整備

特定公園施設が設置されている場合は、誰もが容易かつ安全に利用できるよう、特定公園施設のバリアフリー化を行う。

便所における男子用小便器のうち1以上は、床置き小便器等の低い小便器とし、手すりを設置する。

公園内に便所を設ける場合には、そのうち1以上は、多目的トイレを設ける。

多目的トイレの出入口は段を設けないこととし、出入口に戸を設ける場合は引き戸など車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。

多目的トイレに設ける水洗器具等は、設備更新時に手洗いの蛇口についてはセンサー式、レバー式などとし、便器洗浄ボタンや紙巻器、呼出しボタンの形状、色、配置はJIS規格に合わせたものとする。

多目的トイレの設備更新時には、オストメイト対応の設備を設置する。

多目的トイレの出入口付近には、誰もが利用できるトイレであることを表示する標識を設置する。

(4) 駅前広場

ア．使いやすく分かりやすい施設配置の検討

誰もが使いやすい駅前広場とするため、以下(イ～キ)の点に配慮した広場のあり方を検討し、必要に応じて広場のレイアウト変更を検討する。

イ．案内誘導、情報伝達の充実

改札口を出てから各のりばや周辺施設への分かりやすい案内サイン、音声案内、点字案内等を設置する。

ウ．車いすにとって使いやすい乗降場への改良

バスのりばでは、できる限りバスが正着できる構造とし、改良が困難な場合は歩道の切り下げを行う。

福祉移送サービスや送迎車両を利用できるよう歩道の切り下げを行う。

エ．障害者用停車スペースの確保

できるだけ駅に近い位置に障害者用の停車スペースを設置する。

オ．のりば周辺での待合スペースの確保

のりば周辺において、ベンチ、上屋を設置する。

カ．誘導用ブロックの改良

駅の出入口からバス・タクシー等の乗降場まで連続して敷設する。

誘導用ブロックは、新設又は改良時にはJIS製品を使用する。

誘導用ブロックの色彩は黄色を標準とし、かつ舗装面との明度差を大きくするなど、色彩の組合せに配慮する。

キ．歩道の改良、障害物の撤去

歩道舗装面の改善、横断部分の段差・勾配の改善を行う。

放置自転車対策等を実施する。

(5) 道路

新設改良を行う道路

新設・改良区間については、国の定めた「道路の移動等円滑化基準」及び「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に沿った整備を進める。

既設道路（歩道のある道路）

歩道のある既設道路については、これまでも歩行者の安全性確保、バリアフリー化などについて一定の整備が進められているが、一部の箇所・区間において使いにくい形状になっていたり、移動等円滑化基準等に照らし合わせると基準に則していない部分がある。

このような箇所・区間については、以下の事項に配慮してできる限り改良を行う。

舗装面の改修、段差の解消、また勾配の改善など、現状を踏まえてなるべく使いやすく改良する。

視覚障害者誘導用ブロックについて、視覚障害者等の意向を踏まえて適正な配置、JIS規格への改良を進める。

歩道の有効幅員 2.0m以上を原則として、阻害要因の除去や移設を行う。(有効幅員は、やむを得ない場合 1.5m)

安全性及び防犯性を考慮して、適切に道路照明施設を配置する。

放置自転車の撤去や不法占用物件である店舗看板等については、撤去を行う。

歩行を阻害している障害物の除去に関する指導・啓発やPRに努める。

交通規制等との組み合わせ等により通過交通を減らし、歩行者の安全を考慮した道路環境作りや歩行者専用道路化を行う。

既設道路（歩道のない道路）

歩道のない既設道路については、これまでも一定の歩行者の安全性の向上対策が図られているが、一部において対策が不十分であったり、障害物により歩行スペースが小さくなっていたりする箇所がある。このような箇所・区間については、以下の事項に配慮してできる限り改良を行う。また、周辺の土地利用の状況などを考慮しつつ、長期的には歩道設置に向けて取り組むこととする。

舗装面の改修など、現状を踏まえてなるべく歩きやすい路面に改良する。

イメージランプや路面の凹凸舗装など可能な限り車両を減速させる措置を講ずる。

電柱の移設や集約化を働きかけるとともに、標識の移設等を図る。

側溝に蓋がない場合は、側溝に溝蓋やグレーチング等を被せ、グレーチング等は目の細かいものを使用する。

車道と接する路肩については、カラー舗装化や車道と舗装材を異なるものにするなどし、視覚的な分離を図る。

経年劣化している道路標示等の再整備により、道路標示等を明確化し視認性の向上を

図る。

放置自転車の撤去や不法占用物件である店舗看板等については、撤去を行う。
歩行を阻害している障害物の除去に関する指導・啓発やPRに努める。

(6) 信号交差点

安全・快適に交差点を横断できるように、生活関連経路上に必要な箇所について、高齢者、障害者等に配慮した信号の設置・改良を行う。

既設信号については、必要な箇所について音響付き信号機の設置や、高齢者、障害者等の安全な横断のため必要な歩行者用青時間の延長を検討する。

(7) バス停

駅前広場の整備方針に準じて改良を進める。

高齢者、障害者等の利用が多い施設(病院、福祉施設等)に近接したバス停を優先して改良を行う。

(8) 車両

鉄道車両

ア．車いすスペースの確保

新造車両については、車いすスペースを1列車に1箇所以上設ける。

ただし、利用状況によっては、必要に応じて1車両ごとに設置するよう努める。

既存車両については、車いすスペースを1列車に1箇所以上設けるよう努める。

ただし、可能な限り、より多くの設置に努める。

イ．行先等の案内表示装置

新造車両について、車外から行先、種別(K特急・特急・急行・準急等または快速・普通等)が確認できるような表示装置を設置する。

新造車両について、車内において行先、種別、次停車駅名などが確認できるような表示装置を設置する。

可能な限り扉の開閉方向が確認できるよう表示に努める。

ウ．車両間の転落防止装置

ホームドアやホーム柵の設置が当面困難な場合、車両における措置として、新造車両には連結面間に転落防止装置を設置する。

既存車両についても、可能な限り設置するよう努める。

バス車両

ア．車両の更新時に、高齢者、障害者等に配慮した車両を導入

低床型バスの導入

- ・車両の更新時にはノンステップバス等低床型のバスを導入する。

車いすスペースの確保

- ・新造車両については、1台あたり1以上の車いすスペースを設ける。

運行情報提供設置

- ・車内、車外にバスの運行に関する文字・音声・ピクトグラムによる情報設備を設ける。

(9) その他

駐輪対策の推進

駅周辺では、駐輪対策とバリアフリー施策との一体的推進が必要かつ重要であり、駅周辺の駐輪需要の特性を把握し、駅へのアクセス、駅周辺の商業施設へのアクセス等、その原因に応じて関係者と連携しつつ、駐輪対策を行う体制、方策を検討する。

駅周辺における自転車等駐車場の整備

放置自転車禁止区域の案内、サインの充実

放置自転車の撤去や駐輪マナーの啓発

ITSを活用した誘導案内の導入

駅、駅前広場、周辺道路等をよりわかりやすく移動するためには、案内サインの整備が必要となる。視覚障害者への情報案内については、サイン整備とあわせて、誘導用ブロック、点字表示などがガイドラインに示されている。

さらに、当事者から要望のある音声を活用した情報案内システムについても、近年、急速に開発が進みつつある電波、光などを用いた、ICチップによる歩行者ITSを活用した案内システム導入に向けた検討を行う。

* ITS (Intelligent Transport Systems 日本語では「高度道路交通システム」と称される) とは、コンピューターや情報通信、センサーなどの最先端のIT (情報技術) を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通手段、渋滞などの道路交通問題の解決や、歩行者等の歩行支援などを図ろうとする新しい交通システム

整備工事期間中のバリアフリー対策

駅舎及び道路等のバリアフリー整備工事にあたっては、各事業者において安全点検、安全誘導などの安全管理を徹底するとともに工事期間中の適切なバリアフリー対策を実施することとする。

3. 整備項目

(1) 牧野駅および周辺地区

A 生活関連施設

(ア) 京阪牧野駅

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動施設	階段には2段手すりを設置				
	認識しやすい階段床面への改良				
	エレベーター内における鏡の設置位置の改善				
視覚障害者誘導用ブロック等	トイレ、エレベーター、触知図板等主要施設への敷設				
	新規敷設時又は改良時にはJIS規格に適合				
	駅構内配置を示した触知図の改修				
案内サイン	多目的トイレ等主要施設への案内サインの改良				
	多目的トイレを説明する触知図案内板の設置				
運行状況等の情報提供	運行状況等の文字による情報提供設備の検討				
	音声、貼り紙等による緊急時の情報提供				
	駅員等による安全な誘導				
人的対応による案内機能の向上	筆談具等の配備と、その旨の表示の検討				
	駅員の対応についての取り組みを継続的に実施				
トイレ	オストメイトに対応した多目的トイレの設置				
待合室	視覚障害者への誘導等の検討				
	待合室出入口における段差の解消				
券売機	設備更新時には、車いす対応型券売機の導入				
改札口	幅広自動改札機の導入				
プラットホーム	ホーム縁端警告用ブロックに内方線を追加等による転落防止策の向上				
その他	改札付近通路部における明るさの向上の検討				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(イ) 牧野生涯学習市民センター・牧野図書館

施設概要	<p>[名称]: 牧野生涯学習市民センター・牧野図書館</p> <p>[施設種別]: 集会施設及び図書館</p> <p>[利用者数]: 186,358人(平成19年度)</p> <p>[居室等]: 集会室、保育室、録音室、音楽室、ホール等</p>
施設概要	<p>本施設は昭和63年に開設され、集会室、保育室、ホール等を有する市民の自主的な学習活動に供する施設であり、不特定多数の人が利用している。また、図書館と併設しており、多目的利用が図られる施設である。</p>
施設ごとの整備方針	<p>エレベーターの設置や多目的トイレの設置などにより、概ねのバリアフリー化がなされている施設であるが、本地区を代表する市の施設であり、不特定多数の人の利用が見込まれる施設であることから、より積極的な整備を図る。</p>

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
視覚障害者移動等円滑化経路	道路との境界から正面出入口までの誘導用ブロックの敷設				
	施設内の誘導用ブロックの色の見直し				
	施設内の誘導用ブロックをJIS規格のものに改善				
設備等	多目的トイレへのオストメイトの設置				
情報案内設備	多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置				
	道路から正面玄関へ至る移動等円滑化経路を標識により明示				
その他	車いす利用者用駐車場の常時利用可能となるよう、ガード等の撤去について検討				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(ウ) 市民交流センター

施設概要	<p>[名称]: 市民交流センター</p> <p>[施設種別]: 集会施設及び運動施設等</p> <p>[利用者数]: 18,547人(平成19年度)</p> <p>[居室等]: 集会室、会議室、和室、調理室</p>
施設概要	<p>本施設は、平成19年に開設された施設で、交流の場や運動施設として市民の自主的な活動を促進することを目的に整備された。</p> <p>また、不特定多数の利用が見込まれる施設である。</p>
施設ごとの整備方針	<p>旧ハートビル法による誘導基準を遵守して整備を行った施設であり、高いレベルのバリアフリー整備が行われている。そのため、市民らの参加による現地検査調査で出された問題点について精査を行い、必要な整備を図る。</p>

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動等円滑化経路	車いす利用者駐車施設からの裏出入口へのインターフォンの設置				
	敷地内通路入口付近へのインターフォンの設置				
	正面スロープの路面は、すべりにくくかつ車いす使用者の通行の支障とならない路面へ改善				
視覚障害者移動等円滑化経路	誘導用ブロックの敷設方法の検討				
その他	受付カウンターの花瓶等の撤去				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(エ) 牧野公園

施設概要	[名称]: 牧野公園 [施設種別]: 都市公園(近隣公園) [主要な公園施設]: 広場
施設概要	近隣住民の用に供する施設であり、広場や遊具が設置されている。また、サクラの開花時期には、多数の利用者が訪れる地域を代表する公園となっている。多目的トイレが設置されるなど、一定のバリアフリー化も図られている施設となっている。 不特定多数の利用が見込まれる施設である。
施設ごとの整備方針	既にある特定公園施設を改良するとともに、入口やトイレの位置を案内する標識の設置等、利用しやすい公園づくりを図る。

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動等円滑化 園路	北側出入口階段部の中央付近への手すりの設置				
	北側出入口階段上部への点状ブロックの敷設				
	園路舗装の不陸の改修				
	グレーチングを細目に改修				
特定公園施設の 整備	車いす利用者も利用できる水飲場への改修				
	多目的トイレにおける扉を軽くて容易に開閉できるように改善				
	多目的トイレと知らせる標識及びトイレ位置を示す標識の設置				
その他	車いす利用者が利用できる入口を知らせる標識等の設置				
	ベンチ等の設置				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

B.生活関連経路

(ア)道路

経路	整備の方向
京阪牧野駅 牧野生涯学習市民センター、牧野公園	牧野駅東側では、牧野駅東地区第一種市街地再開発事業により都市計画道路牧野招提線及び、都市計画道路牧野駅前線の整備を行い、移動等円滑化基準等を満たした歩道等の整備を行うとともに、これらと接続する主要地方道枚方・高槻線の未設置区間については、歩行者安全向上策や障害物の撤去・規制等を図る。
京阪牧野駅 市民交流センター	牧野駅から市民交流センターまでは、歩道が確保されているため、既設道路(歩道のある道路)の基本方針に沿った整備を行う。

種別	整備項目	整備時期等				
		短	中	長	ソ	
歩道あり	歩道の改良	舗装面の改善				
		縦断勾配及び横断勾配の改善				
		段差の解消				
	視覚障害者誘導用ブロック	誘導用ブロックの敷設と改修				
	障害物の撤去・規制	商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				
		不法駐車等の撤去・規制の継続実施				
		放置自転車対策の継続実施				
		電柱や標識柱等の移設の検討				
	その他	バス停へのベンチ及び上屋の設置を検討				
		照明施設の設置を検討				
ベンチ等の休憩施設の設置を検討						
グレーチングを細目に改修						
歩道なし	歩行者等の安全向上策	側溝ふた等の設置及び改修				
		道路標示の改修				
		カラー舗装等による歩行者空間と車道との視覚的な分離を検討				
		電柱や標識柱等の移設の検討				
	障害物の撤去・規制	放置自転車対策の強化				
		不法駐車等の取り締まり強化				
		商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				
既設信号の改良	信号機への音響式付加装置の設置					

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(イ) 駅前広場

牧野駅東側では、自動車や自転車、歩行者が錯綜している危険な状況を改善するとともに、バスやタクシー等の公共交通機関の利便性を向上させるため、牧野駅前広場整備事業と牧野駅東地区第一種市街地再開発事業を一体的に進めており、これらにより整備する駅前広場は、移動等円滑化基準等に沿った整備とする。

(ウ) 関連事業

牧野駅東側に整備する駅前広場から鉄道駅までの経路については、すべての人に安全で円滑な移動と、その連続性、快適性を確保する移動等円滑化経路の整備を検討する。

(2) 御殿山駅および周辺地区

(ア) 京阪御殿山駅

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動施設	駅出入口から車両乗降口まで移動等円滑化された経路を確保				
	スロープ及び階段への2段手すりの設置				
	認識しやすい階段床面への改良				
視覚障害者誘導用ブロック等	多目的トイレ等の主要施設への誘導用ブロックの敷設				
	新規敷設時又は改良時にはJIS規格に適合				
	駅構内配置を示した触知図の改修				
案内サイン	多目的トイレ等主要施設への案内サインの改善				
	多目的トイレを説明する触知図案内板の設置				
	見やすい運賃表への改善				
運行状況等の情報提供	運行状況等の文字による情報提供設備の検討				
	音声、貼り紙等による緊急時の情報提供				
	駅員等による安全な誘導				
人的対応による案内機能の向上	筆談具等の配備と、その旨の表示の検討				
	駅員の対応についての取り組みを継続的に実施				
トイレ	オストメイトに対応した多目的トイレの設置				
待合室	視覚障害者への誘導等の検討				
券売機	設備更新時には、車いす対応型券売機の導入				
改札口	幅広自動改札機の導入				
プラットフォーム	ホーム縁端警告用ブロックに内方線を追加等による転落防止策の向上				
	車両とホームの段差が小さくなるよう検討				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(イ) 御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館

施設概要	<p>[名称]: 御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館</p> <p>[施設種別]: 集会施設及び図書館</p> <p>[利用者数]: 104,413人(平成19年度)</p> <p>[居室等]: 集会室、創作室、ホール、窯室等</p>
施設概要	<p>本施設は昭和62年に開設され、集会室、創作室、ホール等を有する市民の自主的な学習活動に供する施設であり、不特定多数の人が利用している。また、図書館と併設しており、多目的な利用が図られる施設である。</p>
施設ごとの整備方針	<p>エレベーターの設置や多目的トイレの設置などにより、概ねのバリアフリー化がなされている施設であるが、本地区を代表する市の施設であり、不特定多数の人の利用が見込まれる施設であることから、より積極的な整備を図る。</p>

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
視覚障害者 移動等円滑化 経路	道路から図書館入口及び御殿山生涯学習美術センターまでの誘導用ブロックの敷設				
	誘導用ブロックのJIS規格のものへ改善				
設備等	多目的トイレへのオストメイトの設置				
情報案内 設備	多目的トイレへの誘導サインの設置				
	多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(ウ) 渚市民体育館

施設概要	[名称]: 渚市民体育館 [施設種別]: 体育館 [利用者数]: 135,730人(平成19年度) [居室等]: アリーナ、キッズホール、会議室、ロビー等
施設概要	本施設は平成13年度に整備された施設で、アリーナを核施設とし、不特定多数の人が利用する施設である。
施設ごとの整備方針	エレベーターの設置や多目的トイレの設置などにより、概ねのバリアフリー化がなされている施設であるが、市を代表する施設であり、市内外の不特定多数の人が利用する施設であることから、より積極的な整備を図る。

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
視覚障害者移動等円滑化経路	誘導用ブロックのJIS規格のものへ改善				
設備等	多目的トイレへのオストメイトの設置				
情報案内設備	トイレ及び多目的トイレへの誘導サインの設置				
	多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置				
その他	玄関付近の施設配置図へのライトアップ等による明確化				
	トイレの入口付近にある上履の整頓について知らせる				
	公衆電話を低いカウンターへ移動				
	ロビーにおける照度の改善を検討				
	点字の誤表記の改修				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(エ) 教育文化センター

施設概要	<p>[名称]: 教育文化センター</p> <p>[施設種別]: 集会場</p> <p>[利用者数]: 42,979人(平成19年度)</p> <p>[居室等]: 集会室、研修室、言語訓練室、聴力訓練室、ロビー等</p>
施設概要	<p>本施設は昭和62年に整備され、研修室や言語訓練室等を備えており、教育及び文化に関する研究・研修・相談・展示等を行い、教育の充実及び文化の振興を図るための施設である。</p>
施設ごとの整備方針	<p>エレベーターの設置や多目的トイレの設置など、概ねのバリアフリー化がなされている施設であるが、本地区を代表する市の施設であり、市内の不特定多数の人及び障害者等の利用が多く見込まれる施設であることから、より積極的なバリアフリー化を図る。</p>

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動等円滑化経路	車いす利用者駐車施設から正面玄関へ至る敷地内通路の横断勾配の改善				
視覚障害者移動等円滑化経路	誘導用ブロックの色の見直し				
	誘導用ブロックのJIS規格のものへ改善				
設備等	多目的トイレへのオストメイトの設置				
情報案内設備	ホール付近におけるエレベーター及び多目的トイレの誘導サインの設置				
	多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

B.生活関連経路

(ア)道路

経路	整備の方向
京阪御殿山駅 御殿山生涯学習美術センター・図書館	御殿山アート坂（市道渚第1号線）及び、市道渚第39号線においては、歩道がなく、地形上の勾配が急となっている。また、歩道設置には長期的な取り組みが必要であることから、歩行者の安全向上策のほか、既設道路の改良、障害物の撤去・規制等必要な整備を行う。
京阪御殿山駅 教育文化センター	御殿山駅から教育文化センターを結ぶ、主要地方道京都守口線及び市道磯島北町1号線では、歩道が確保されているため、既設道路（歩道のある道路）の基本方針に沿った整備を行う。
京阪御殿山駅 渚市民体育館	御殿山駅から渚市民体育館を結ぶ主要地方道京都守口線、市道渚西第6、7号線では、概ね歩道設置されており、これらの区間については、既設道路の歩道のある道路の基本方針に沿った整備を行う。また、体育館南側の歩道のない区間は、交通量の少ない道路であることから歩行者の安全向上策を図る。

整備項目		整備時期等				
		短	中	長	ソ	
歩道あり	歩道の改良	段差の解消				
		舗装面の改善				
		縦断勾配及び横断勾配の改善				
	視覚障害者誘導用ブロック	誘導用ブロックの敷設と改修				
	障害物の撤去・規制	商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				
		不法駐車等の撤去・規制の継続実施				
		放置自転車対策の継続実施				
		電柱や標識柱等の移設の検討				
	その他	バス停へのベンチ及び上屋の設置を検討				
		照明施設の設置を検討				
ベンチ等の休憩施設の設置を検討						
あら目のグレーチングの改修						
歩道なし	歩行者等の安全向上策	側溝ふた等の設置及び改修				
		道路標示の改修				
		カラー舗装等による歩行者空間と車道との視覚的な分離を検討				
		電柱や標識柱等の移設の検討				
	障害物の撤去・規制	不法駐車等の撤去・規制の継続実施				
		放置自転車対策の継続実施				
		商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				
既設信号の改良	信号機への音響式付加装置の設置					

(イ) 駅前広場

整備項目		整備時期等			
		短	中	長	ソ
使いやすい乗降場	車いす使用者用停車施設の改修				
	歩道から車道への段差の解消				
視覚障害者誘導用ブロック	誘導用ブロックの改善				
障害物の撤去・規制	放置自転車対策の実施				
	不法駐車撤去・規制				
	商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(3) 宮之阪駅および周辺地区

(ア) 京阪宮之阪駅

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動施設	駅出入口から車両乗降口及び多目的トイレまで移動等円滑化された経路を確保				
	階段への2段手すりの設置				
	認識しやすい階段床面への改良				
視覚障害者誘導用ブロック	多目的トイレ等の主要施設へ誘導用ブロックの敷設				
	新規敷設時又は改良時にはJIS規格に適合				
	駅構内配置を示した触知図の改修				
案内サイン	多目的トイレ等主要施設の案内サインの改善				
運行状況等の情報提供	運行状況等の文字による情報提供設備の検討				
	音声、貼り紙等による緊急時の情報提供				
	駅員等による安全な誘導				
人的対応による案内機能の向上	筆談具等の配備と、その旨の表示の検討				
	駅員の対応についての取り組みを継続的に実施				
トイレ	オストメイトに対応した多目的トイレの設置				
券売機	設備更新時には、車いす対応型券売機の導入				
プラットフォーム	ホーム縁端警告用ブロックに内方線を追加等による転落防止策の向上				
	ホームにおける音声案内の適正な音量の検討				
その他	改札付近通路部における明るさの向上の検討				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(イ) イズミヤ枚方店

施設概要	[名称]: イズミヤ枚方店 [施設種別]: マーケット [居室等]: 各階販売フロア
施設特性	本施設は昭和45年に開設された商業施設で、食料品のほか衣料品、日用品を取り扱う本地区最大の小売店舗である。また、従前よりバリアフリー化に積極的に取り組んできた施設でもあり、不特定多数の人による利用だけでなく、高齢者、障害者らに広く支持されている。
施設ごとの整備方針	エレベーターの設置や多目的トイレの設置などにより、概ねのバリアフリー化がなされている施設であるが、市民らの参加による現地点検調査ではいくつかの意見が出されており、それらの問題点について精査し、必要な整備を図る。

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
視覚障害者 移動等円滑化 経路	誘導用ブロックの更新時にJIS規格のものへ改善				
	視覚障害者の案内方法の検討(出入口付近への呼び出しボタンの設置及び誘導用ブロックの敷設等)				
設備等	多目的トイレへのオストメイトの設置				
	多目的トイレへの荷物置き台等の設置				
情報案内 設備	各フロア主要動線部における多目的トイレやエレベーターを示す誘導サイン設置				
	2階多目的トイレ付近で階段があることを知らせる表示の設置				
	多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置				
その他	誘導用ブロック周辺に駐車しているバイク、自転車等への啓発				
	あら目のグレーチングを細目ものへ改修				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(ウ) 精神医療センター

大阪府立精神医療センターでは、精神医療センター再編整備事業が計画されており、再編整備時には建築物移動等円滑化基準に沿った整備が実施される。

(エ) 百済寺跡公園

施設概要	[名称]: 百済寺跡公園 [施設種別]: 都市公園(特殊公園) [主要な公園施設]: 遺構、広場
施設特性	本公園は、昭和27年特別史跡に指定され、43年には全国で初めて史跡公園として整備された。貴重な公園であり桜が美しいことなどから、市内外より不特定多数の利用が見込まれる施設である。
施設ごとの整備方針	車いすが利用できる入口の確保やトイレの位置を案内する標識の設置等、利用しやすい公園づくりを目指し、本公園は史跡公園であることから、文化財保護の観点と調和を図りながら可能なバリアフリー化を図る。

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動等円滑化 園路	車いす使用者が利用できる出入口の確保				
	階段上段部への点状ブロックの敷設の検討(但し、点状ブロックを設置する場合は、色彩等については文化財との調和に配慮します。)				
	グレーチングを細目へ改修				
特定公園施設の 整備	車いす使用者も利用できる水飲場への改修				
	多目的トイレへのバリアフリー化された経路の誘導案内の設置				
その他	車いす使用者が利用できる入口を知らせる標識等の設置				
	ベンチ等の設置				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(オ) 図書館宮之阪分室

施設概要	[名称]: 図書館分室 [施設種別]: 図書館 [貸出冊数]: 50,466 冊 [居室等]: 開架室
施設特性	本施設は、駅の高架下に立地しているため、駅利用者らによる不特定多数の人が利用する施設である。
施設ごとの整備方針	バリアフリー化が図られていない施設である。老朽化の進んだ建築物でもありバリアフリー化に困難を伴う施設であるが、地区の不特定多数の人が利用する施設であることから、可能な限りのバリアフリー化を図る。

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動等円滑化経路	正面出入口付近における段差の解消				
	車いす利用者にも開きやすい扉となるよう、正面出入口の扉の改善を検討				
	扉の改善が困難な場合には、インターフォンの設置等による対応を実施				
視覚障害者移動等円滑化経路	道路に接する部分への誘導用ブロックの敷設				
	出入口から受付までの誘導用ブロックの敷設				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

B.生活関連経路

(ア)道路

経路	整備の方向
京阪宮之阪駅 イズミヤ枚方店	駅からイズミヤ枚方店までは、歩道が設置されており、既設道路（歩道のある道路）の基本方針に沿って、既設道路の改良、障害物の撤去・規制等必要な整備を行う。
京阪宮之阪駅 精神医療センター、百済寺跡公園	府道枚方茨木線では、現在、道路改良事業を進めており、移動等円滑化基準に沿った整備を図る。
京阪宮之阪駅 図書館宮之阪分室	宮之阪駅前の市道宮之阪第13号線では、図書館までの区間で歩道が設置されている。この区間については、既設道路（歩道のある道路）の基本方針に沿って必要な整備を図る。

整備項目			整備時期等				
			短	中	長	ソ	
歩道あり	歩道の改良	段差の解消					
		舗装面の改善					
		縦断勾配及び横断勾配の改善					
	視覚障害者誘導用ブロック	誘導用ブロックの敷設と改修					
		障害物の撤去・規制	不法駐車撤去・規制の継続実施				
			放置自転車対策の継続実施				
	商品・看板等のはみだしへの指導・撤去						
	その他	バス停へのベンチ及び上屋の設置を検討					
		照明施設の設置を検討					
ベンチ等の休憩施設の設置を検討							
歩道なし	歩行者等の安全向上策	歩道の設置					
		カラー舗装等による歩行者空間と車道との視覚的な分離を検討					

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(4) 津田駅および周辺地区

(ア) JR津田駅

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
移動施設	駅出入口から車両乗降口まで移動等円滑化された経路を確保				
	階段への2段手すりの設置				
視覚障害者誘導用ブロック等	多目的トイレ等の主要施設へ誘導用ブロックの敷設				
	新規敷設時又は改良時にはJIS規格に適合				
	駅構内配置を示した触知図の設置				
案内サイン	多目的トイレ等主要施設への案内サインの改良				
	多目的トイレを説明する触知図案内板の設置				
運行状況等の情報提供	運行状況等の文字による情報提供設備の検討				
	音声、貼り紙等による緊急時の情報提供				
	駅員等による安全な誘導				
人的対応による案内機能の向上	筆談具等の配備と、その旨の表示				
	駅員の対応についての取り組みを継続的に実施				
トイレ	オストメイトに対応した多目的トイレの設置				
待合室	視覚障害者への誘導等の検討				
券売機	設備更新時には、車いす対応型券売機の導入				
改札口	幅広自動改札機の導入				
プラットホーム	ホーム縁端警告用ブロックに内方線を追加等による転落防止策の向上				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(イ) アル・プラザ枚方

施設概要	[名称]: アル・プラザ枚方 [施設種別]: マーケット [居室等]: 各階販売フロア
施設特性	本施設は平成 8 年に開設された商業施設で、食料品のほか衣料品、日用品を取り扱う地区最大の小売店舗である。不特定多数の人の利用がある施設であり、従前より積極的なバリアフリー化に取り組んできた施設である。
施設ごとの整備方針	エレベーターの設置や多目的トイレの設置などにより、概ねのバリアフリー化がなされている施設である。しかし、市民らの参加による現地点検調査ではいくつかの意見が出されており、それらの問題点について精査し、必要な整備を図る。

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
視覚障害者移動等円滑化経路	誘導用ブロックの更新時に JIS 規格のものへ改善				
	視覚障害者の案内方法の検討（出入口付近への呼び出しボタンの設置及び誘導用ブロックの敷設等）				
設備等	多目的トイレへのオストメイトの設置				
情報案内設備	エスカレーター、トイレ及び多目的トイレへの誘導サインの設置				
	多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置				
その他	誘導用ブロック周辺に駐車しているバイク、自転車等への啓発				
	あら目のグレーチングを細目ものへ改修				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(ウ) 津田支所

施設概要	<p>[名称]: 津田支所</p> <p>[施設種別]: 官公署等</p> <p>[利用件数]: 32,916 件 (平成 19 年度)</p> <p>[居室等]: 事務受付窓口</p>
施設特性	<p>戸籍、市税、地域住民の要望等の連絡調整を取り扱う市役所機能を代替する施設であり、公共性の高い地区の中核的な施設のひとつである。不特定多数の利用が見込まれる施設であり、多目的トイレの整備がなされるなど概ねのバリアフリー化がなされている施設である。</p>
施設ごとの整備方針	<p>既に正面出入口の自動ドア化、多目的トイレの設置、建物内の誘導用ブロックの設置などが行われている施設であるが、特に不特定多数の人が利用する公的な施設であることから、より積極的な整備を図る。</p>

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
視覚障害者 移動等円滑化 経路	誘導用ブロックの敷設経路が最短となるよう改善				
	誘導用ブロックの JIS 規格のものへ改善				
	道路から出入口までの誘導用ブロックの敷設				
	出入口付近への音響案内装置の設置				
設備等	多目的トイレへのオストメイトの設置				
情報案内 設備	多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(工) 津田生涯学習市民センター・津田図書館

施設概要	<p>[名称]: 津田生涯学習市民センター・津田図書館</p> <p>[施設種別]: 集会施設及び図書館</p> <p>[利用者数]: 129,011人(平成19年度)</p> <p>[居室等]: 集会室、保育室、録音室、音楽室、ホール</p>
施設特性	<p>本施設は平成2年に開設され、集会室、創作室、ホール等を有する市民の自主的な学習活動に供する施設であり、不特定多数の人が利用している。また、図書館と併設しており、多目的な利用が図られる施設である。</p>
施設ごとの整備方針	<p>エレベーターの設置や多目的トイレの設置などにより、概ねのバリアフリー化がなされているが、本地区を代表する市の施設であり、市内の不特定多数の人の利用が見込まれる施設であることから、より積極的な整備を図る。</p>

種別	整備項目	整備時期等			
		短	中	長	ソ
視覚障害者 移動等円滑化 経路	誘導用ブロックの色の見直し				
	誘導用ブロックのJIS規格のものへ改善				
	正面出入口付近の階段上段部における点状ブロックの敷設				
設備等	多目的トイレへのオストメイトの設置	済			
	多目的トイレの扉の改善				
情報案内 設備	多目的トイレにオストメイトを設置した場合には、オストメイト対応の標識の設置				
その他	地下1階車いす使用者用駐車施設の幅の拡幅				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

多目的トイレへのオストメイトの設置は、平成20年度中に実施予定

B.生活関連経路

(ア)道路

経路	整備の方向
JR 津田駅 津田生涯学習市民センター・図書館、津田支所、アル・プラザ枚方	駅から津田生涯学習市民センター・図書館、津田支所、アル・プラザまでは、府道交野久御山線において一部、概ね整備済の歩道区間が設けられているが、歩道が未設置の区間もある。歩道未設置区間においては、歩行者の安全向上策のほか、既設道路の改良、障害物の撤去・規制等必要な整備を行う。国道 307 号においては、交通バリアフリー基本構想（平成 17 年 3 月策定）の JR 長尾駅・藤阪駅および周辺地区における準特定経路に位置づけられており、その中で定めた整備を図る。

整備項目			整備時期等			
			短	中	長	ソ
歩道あり	歩道の改良	舗装面の改善				
		縦断勾配及び横断勾配の改善				
	視覚障害者誘導用ブロック	誘導用ブロックの敷設と改修				
	障害物の撤去・規制	不法駐車撤去・規制の継続実施				
		放置自転車対策の継続実施				
	その他	バス停へのベンチ及び上屋の設置を検討				
		照明施設の設置を検討				
		ベンチ等の休憩施設の設置を検討				
		車止めの配置の見直し				
歩道なし	歩行者等の安全向上策	側溝ふた等の改修				
		道路標示の改修				
		舗装の改修				
		電柱や標識柱等の移設の検討				
	障害物の撤去・規制	放置自転車対策の実施の継続実施				
		不法駐車撤去・規制の継続実施				
		商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				
既設信号の改良		信号機への音響式付加装置の設置				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策

(イ) 駅前広場

整備項目		整備時期等			
		短	中	長	ソ
使いやすい乗降場への改良	車いす利用者用停車施設の設置				
	歩道から車道への段差の解消				
視覚障害者誘導用ブロック	誘導用ブロックの改善				
	誘導用ブロックの敷設位置の見直し				
障害物の撤去・規制	放置自転車対策の実施				
	不法駐車撤去・規制				
	商品・看板等のはみだしへの指導・撤去				

整備項目における はガイドライン等の基準以上の整備、 は基準に適合させる整備、 は基準等に該当しないその他の整備 整備時期等における「ソ」はソフト面による対応策